

# 新風

齊藤守 市議会報告

第20号



人は 幸せな生活を求める  
政治は 幸せを実感できる  
社会をめざす  
私の願いは  
「幸せ創りのお手伝い」  
みんなの幸せは 私の幸せ  
だから私は 市政を担う

ご挨拶

齊藤 守

早いもので平成十八年も暮れが近づいてまいりました。議会も十一月二十七日から第四回定例会が開催されます。

今、議会で取り上げられている最大のテーマは、「政令指定都市」の問題です。国が地方分権を推進めていく中で、地方自治体としては住民生活に直接関係する問題は『市』で自己完結できる体制を求められています。

例えば、これまでには新しい道路を作るにしても、市が計画を立て県に上げ、県が必要と認めれば国に上げ、地域の状況も十分把握していない国の官僚が政策決定をすると、補助金が付いて3分の1を国が、3分の1を県がそして残りを市が借り入れをして道路を作るという、二重・三重行政でした。こうした無駄を省く意味で国税と地方税の割合を変え地方自治体が独自に政策決定・実行できるようにするのが『地方分権』であり、その能力が備わった自治体だと認められるのが『政令指定都市』です。

現在議会も行政もそれぞれの立場で研究を進めていますが、市民の皆様の意見もお聞かせ下さい。

## 家庭科の教科書変更

市立船橋高校で使われている『家庭科』の教科書は、同棲や同性同士の生活や離婚などを助長したり、これまでの日本の一般的な家族形態を否定し、また、夫婦別姓や人口中絶を推奨するかのような記述になつてゐる。ジェンダーフリー思想のもと『男らしさ・女らしさ』や『男女が持つてゐる能力に応じて、社会を担う役割分担』を否定する考え方になつてゐる。要するに、子供たちに家族を壊す思想を注入するための道具になつてゐるのではないか、といふ観点から昨年三月議会で質問をしたことについては、『新風』18号で報告しましたが、今年四月からこれまでの教科書は「ストレートな表現があり指導趣

旨と違ひ誤解を与えてしまった。他の会社の教科書に変更されました。確かに、これまでのようく生徒を家庭崩壊に導こうとするかのような意図は無いように見受けられます。

## 市の計画に対し新条例

昨年の十二月議会で市の作成する計画について質問をしました。

行政が作成する計画はほとんどが、完成した後に議員に配布されるのが現状で、議会は作成に関与できませんでした。

行政が作成する計画はほとんどが、完成した後に議員に配布されるのが現状で、議会は作成に関与できませんでした。一度出来上がつて市民に公表された計画を変更するのに意見を反映させることによつて、議会の責任もより重くなるものと考へています。

その後賛同する議員と条例案を作り、議会運営委員会に諮り、他会派からも「案」を出してもらい、半年かけて全会一致の『船橋市行政に係わる重要な計画の議決に関する条例』という条例案を作り上げることができました。十二月議会に上程される予定ですが、こうした形で、議会発議の条例ができるのは、私が知る限り船橋市議会では初めてのことのように思います。

条例の主な内容としては

- 1、市全体の基本計画は議会で議論して議決を必要とする。
- 2、その他の計画については、作成段階で常任委員会に報告をし、議論をする。

このことによつて、計画作成段階から、議会も意見が言えるし、計画に意見を反映させることによつて、議会の責任もより重くなるものと考へています。

九月議会の議案質疑で来年船橋市制七十周年を記念してアンデルセン公園を会場としておこなわれる『全国都市緑化フェア』について質問しました。その中で市長からの答弁で明確になつた事項をお伝えします。

- 一、市内全域を市民全員の参加で花と緑の町にする
- 二、期間中子供たちの入場は無料
- 三、北習志野駅を基点として大前駅を通過する無料シャトルバスの運行
- 四、会場周辺の道路整備と駐車場対策

### 政令指定都市は何が変わらるのか

政令指定都市は人口70万人(合併実現が前提)の都市が指定されます。現在15市あり、来年4月には新潟市・浜松市が予定されています。

千葉県が説明するメリットは以下のとおりです。

政令市は県と同等の権限を有し、県の関与がほとんどなくなることで、自らの判断で政策・立案・実行できる裁量が拡大する。(例:国道・県道の管理、小中学校教職員の任免事務、児童相談所設置等)

複数の行政区に分けて区役所を設置し、「ミニ市役所」として、地域の実情に合わせたきめ細かな行政サービス、地区コミュニティーを中心とした地域分権が期待できる。

地方交付税や道路特定財源・宝くじ販売収益金などの一般財源が増加し柔軟な財政運営が可能。

全国的・国際的な認知度が高まり、都市イメージの潜在力が向上することで、企業立地の促進やプロジェクトの誘致などによる雇用機会の創出やスポーツ、文化、観光などにおける交流拠点の向上も期待できる。

50年前の先輩が選んだ合併で現在の船橋市があるように、私はこれまで勉強する中で、10年後・20年後の船橋市を考えた場合この機会を逃してはならないと考えます。皆さんの意見もお聞かせ下さい。

## 十二月議会始まる

平成十八年度第四回定例会が以下の日程でおこなわれます。

十一月二十七日 本会議 開会

十二月一日 議案質疑

一般質問

一  
四日

八日  
十二日  
十三日  
十八日

一般質問  
常任委員会  
予算特別委員会  
本会議 最終日

今議会における主な議案は『小学校入学前の子供の医療費を一日200円にする』補正予算を含めた八議案です。

私は十二月八日(金)三時三十分ごろ質問の予定にしております。お時間がありましたら、傍聴にお出でください。市役所十一階から議会の傍聴席に入ることができます。尚、市のホームページの「議会」でも中継や録画を見ることができます。

### 齊藤 守

#### \*経歴\*

同志社大学法学部政治学科卒業  
衆議院議員秘書  
船橋市立坪井小／中学校 PTA会長  
船橋市PTA連合会会長

#### \*議会歴\*

平成11年市議会 初当選  
文教委員会副委員長／議会運営委員  
予算特別委員会副委員長 等  
平成15年度市議会 2期目当選/総務委員  
四市複合事務組合議員  
市民環境経済委員会委員長  
予算特別委員会委員長 等

#### \*事務所\*

〒273-0001 船橋市市場5-1-21  
Tel:047-460-3110 fax:047-460-0732

#### \*自宅\*

〒274-0062 船橋市坪井町493  
Tel:047-457-0036

この『新風』は平成十一年に私が始めて市議会に出させて頂いた時から、議会報告として年に二～三回、後援会名簿に登録いただいた方や名刺交換させていただいた方にお送りしております。この度『公職選挙法』に則り有権者名簿を閲覧し、ご家族の名前等も含め、名簿の整理をさせていただきました。不都合な点がありましたらお詫び申し上げます。ご連絡ください。